

俳句の創作をより活動的学習にするために：自他の区別を中心に

著者	石塚 修
雑誌名	人文学教育研究
巻	44
ページ	123-130
発行年	2017-12
URL	http://doi.org/10.15068/00150855

俳句の創作をより活動的学習にするために

——自他の区別を中心に——

石 塚 修

0. はじめに

現在の「学習指導要領」では、

小学校〔第5学年及び第6学年〕B 書くこと

ア 経験したこと、想像したことなどを基に、詩や短歌、俳句をつくったり、物語や随筆などを書いたりすること。

中学校〔第2学年〕B 書くこと 言語活動例

ア 表現の仕方を工夫して、詩歌をつくったり物語などを書いたりすること。

高等学校「国語総合」B 書くこと

ア 情景や心情の描写を取り入れて、詩歌をつくったり随筆などを書いたりすること。

以上のように、詩歌の「創作活動」が国語科の学習活動として盛り込まれている。そのためか、近年では国語科での「創作活動」への関心が高まりを見せている。

これまでの俳句の学習の傾向は、藤井罔彦が、

昭和三十年代の後半のころから教室で詩をつくらせることが次第に少なくなってきた。…つまりは、詩歌は、主として読解・鑑賞や音読。朗読の教材であるとし、少なくとも小学校においてはつくらせる必要はないという雰囲気醸成されたのである。…なお、六年生以降には、短歌・俳句が教材化されているが、これは古典の読解や文語文の理解のためとしてである。…^①

と指摘するように読解・鑑賞に偏っていた。実際、筆者自身もかつては俳句の授業を読解の授業と位置づけ、「読むこと」の学習材として専ら利用しようとしたことがあった^②。近年の創作活動重視の傾向は、そうした傾向から脱却する良い機会となっている。

しかし、その一方で俳句の学習における創作の意味づけを明確にせずに安易な創作を繰り返していると、評価などの面での混乱が生じ、結局は再び読解・鑑賞中心の授業へともどりかねない。そのためにも、教員自身がいわゆる俳人としての俳句の嗜みがなくても、どの教室でも一定程度のレベルで創作活動が可能になる方法や、その評価のあり方を模索していく必要がある。その点について筆者はこれまでも「季語」や「切れ(字)」をキーワードとした創作活動の標準化への提言をしてきた^③。

本稿ではそれらをふまえ、さらに創作活動の活性化を図るためにはどのような学習活動が今後望まれるかについて考察していきたい。

1. 創作と鑑賞の問題点

筆者はかつて、

日常的に親しみのない詩歌を学習者たちに創作させることは、たしかにそれらになじませるという意味で、親しみを持たせることにつながるかもしれない。だが、その一方で安易な創作と評価は、作品世界へのリスペクトを喪失させることに陥ってはいないだろうか。誰でも簡単に創作ができ、先生はどんな作品を創作しても誉めてくれる、そんな程度の文芸が詩歌であるという思いこみは、ともすると学習者たちをかえって詩歌から遠ざけることになったりはしないのだろうか⁶⁾。

という問題提起をおこなったことがある。

それは、学習者たちが俳句の学習で何についてもっとも戸惑いを感じているかといえば、「俳句という文芸はいったい何なのか」という彼らの素朴な疑問にたいして、教員の対応が曖昧であることではないかと考えたからである。

俳句の授業では「俳句は五七五からなる短詩である」・「季語が一つ入っている」・「『や』『かな』などの切れ字が用いられる」と小中高校を通じて教えられる。しかし、その俳句の知識は果たして教員自身もよく理解しているのか。

一例をあげてみると、

この芝生入るべからず警視庁

この標語も音律としては五七五でできている。では、この五七五はなぜ「標語」であり、「俳句」ではないのか、それを決定づける根拠や理由はなにか、そのことについて国語科の教員は学習者に説明する責務があるはずである。教科書的には「季語がない」という理由が第一になろう。しかし、文学史を調べてみると「無季自由律俳句」という存在があり、それを根拠にして反論されたなら、「季語」の有無が俳句であるか否かの決定権を持つという根拠はきわめて危うくなる。事実、近代俳句の提唱者である正岡子規も、

一、四季の題目は一句中に一つずつある者と心得て読みこむを可とす。但しあながちに無く
てはならぬことには非ず⁶⁾。

と述べ、季語の必須は求めている。

形式からその確定が難しいとなると、次は内容的に文学性・詩情がないということになるが、その詩情、すなわち「俳句性」を青木亮人の言うように「過去に俳句として発表されたことと、その句に『俳句的な何か』が宿っているか別問題」⁶⁾として、句を離れて普遍的に説明することは、それはまたかなり難しい課題なのである。

たとえば「JAL財団の世界子どもハイクコンクール」の「虫研究大きな発見ノーベル賞」という入選作品を例にしてみよう。この句には、季語もなく、「や」「かな」の切れ字もない。また、「俳句性」のある句ともいいがたい。にもかかわらず、プロの俳人たちは、コンクールという性質もあるだろうが、この句を「俳句」として認定し入賞までさせている。まさに「俳句として発表

されたから」俳句になっている典型的な例であろう。藤井圀彦氏は、こうした俳句について、

なお、このような子どもの作った俳句が、いわゆる「俳句」と呼べないという批判がある。しかし、わたしはそうは思わない。詩に「少年詩」があり「児童詩」があるように、俳句にも「少年俳句」（子どもに鑑賞させるために大人の作った俳句）があつていいし、「児童俳句」があつていいのだ。

子どもたちは、児童俳句の作句活動をとおして、自己を見つめ、人間を見つめながら成長していく。そして、何より、表現・理解の言語の能力の基礎・基本に培っていくのである⁹⁾。と述べて肯定的な見解を示しているが、そうすると、国語科で指導している俳句の伝統的な言語文化としての知識との齟齬はどのように解消されることになるのであろうか。

俳人でもない一般的な学習者にとっては、伝統的な言語文化として定着している知識からの「俳句」創作しか、むしろできないはずである。

2. 学校における俳句学習は創作活動に生かされているのか

では、学習者たちが国語科の授業で繰り返して学習してきた俳句への知見は、伝統的な言語文化として各自の内部に定着し、その後の創作のために生かされているのだろうか。そのことについて、学校教育での俳句学習をすでに終わっている段階の学習者に俳句の創作活動を試みることで確認してみた。

対象は、高等学校までの俳句学習を終了し、ある程度の期間を経ている大学院生である。彼らに「秋風(秋の風)」を季題として1週間の期間を与えて創作活動をさせた。いずれも俳句の愛好家ではなく、中等教育の国語科教員を目指している大学院生、国語科現職教員、または教職経験者である。以下 a～i がその作品である。

- | | | |
|---|-----------------|----------|
| a | 一人身の我が屋をゆらす秋の風 | 院生男 |
| b | 秋風に漂うバラの香筑波山 | 高校現職女 |
| c | 花一輪音を奏でる秋の風 | 中学現職女 |
| d | 秋風に拍手喝采すすきの穂 | 院生女 |
| e | 秋風やさびしくなくなよ今だけは | 院生男 |
| f | 秋の風しみる間もなく冬が来る | 院生女 |
| g | 秋風や庭に真白な花ひとつ | 院生女 |
| h | 秋風とボールの狭間走る声 | 院生女 |
| i | 秋風裡一心濡らす妻の留守 | 教職経験聴講生女 |

これらを一覽してわかることは、俳句の学習で定番となっている季語や切れ字のはたらきが理解されているとはどうも考えられない作品が目立つことである。

季語としてすでに「秋風」が指定してあるにもかかわらず、b.c.d.fには「バラ」「花一輪」「すすきの穂」「冬が来る」とある。現代では一年中花屋の店頭を賑わせている「薔薇」も俳句で

はれっきとした夏の季語であるし、「花一輪」も俳句では「花」といえば桜であり、春の季語である⁶⁸。

このように季語を指定しても、なおかつ「季重なり」や「季またがり」（2つの季節が詠まれている）の現象が見られるのは、学校での季語の学習がいかに伝統文化の継承とそぐわないものとなっているかの証であろう。

また、eのような「感情語の露出」は、俳句も含めた文学作品では「悲しい」「うれしい」といった感情語の露出を極力排除し、自己の抱いた複雑な感情をいかに形象に託すかに本質があることを理解していないことをうかがわせる。

このような試みを通してわかったことは、俳句の創作活動は成人にとっても意外に難しいということである。小中高校の学習者たちよりも伝統的な言語文化について深い知識があるはずの対象者たちに1週間の期間を与えてみても、伝統的な言語文化としての俳句の創作活動が十分にできないのである。

創作作品と俳句の学習で得た知識との齟齬は他例をみてもわかる。たとえば、鳥根大学法文学部で実践された「さだまさしの歌のタイトルを選び『二物とりあわせ論』をヒントにした」俳句創作の授業において「作りはじめて、三〇分ほどで、だいたい一〇句くらいできた。…」とされる作品を見ても、

荒れ野原一人さびしく案山子立つ

冬近し風邪ひきてのち衣替え

秋の風まどわせられる秋桜⁶⁹

というように季語の用法に疑問が残る句がみうけられた。

俳句の創作指導はどこを目指してなされるべきか。それは、いまや国際的な存在であり、日本を代表する文芸形式として広く外国でも受け入れられている⁷⁰俳句を、日本人として発信することができるようにするためであろう。そうした発信に際して、俳句に関してどのような知識や技能が最低限あればよいのか。それは、鑑賞能力ではなく、俳句らしい俳句を創作できる能力である。国際的なパーティーでのスピーチや、ホテルやレストランのサインブックに「俳句らしい俳句」をおり込んだり、したためられたりするような技能、それこそが社会で求められている国際人としての教養のための俳句であり、そのための創作活動でなくてはなるまい。俳諧にも「会席で即座に作るのではなく、句の浮かばぬ場合の用意に前もって用意しておいた句」⁷¹である「孕句（はらみく）」という存在もある。日本人として、国際社会で俳句を求められたときに、各自が「俳句らしい」俳句を創作し、適宜発信できるようになることを目指すべきである。

創作活動の目的は、プロ文学者の育成にあるのではない。文学の存在への一定の理解を示してくれる市民の育成にある。伝統的な言語文化としての俳句を創作するという点について、筆者は以前にも以下のように指摘したことがある。

……それは創作を通してそれぞれの文芸の「らしさ」を学ぶことにあると考える。

「や」「かな」を用いたり歴史的仮名遣いを用いたりするとなぜ俳句「らしく」なるのか、古

語を入れるとなぜ短歌「らしく」なるのか、そうしたことを教室で創作を通して考えることこそを、創作の目的とすべきである。その結果、わずか十七音・三十一音の俳句や短歌が言語の彫琢の極みにあり、あだやおろそかには創作でき得ない存在になっていることに気づくことになる。それにより、日本の伝統的言語文化を生きた形で学ぶことにつながる。……真の「親しみ」とは、尊崇・畏敬の念なくして生まれないと考えるが、いかがであろうか¹²⁾。つまり、「俳句らしさ」を提供できるようになる創作こそが創作指導の前提に必要であると考え

4. 「俳句らしい」俳句の創作での「自他」を明確にする必要性

俳句を一般人が創作する場合、なによりも重要なのは句のわかりやすさであろう。わかりやすさとは、創作者と享受者の間で句の情景への認識の違いができるだけ生じないということである。俳句では、どうしても省略が求められるため、創作者自身では理解していても、読み手には共有できない独りよがりな表現が発生しやすい。そのことを創作時に意識させることは、俳句の創作活動ではとても大切な要素であると考え

そこで、先の俳句の創作者と読者とにそれぞれの句について、「いつ」「どこで」「誰が」「どうしている」かについて解説させるワークシートを作成して自己の作品と読者とのずれについて確認させた。その結果が以下の（表1）である。ゴシック体が創作者の見解である。

（表1）

A 一人身の我が屋をゆらす秋の風	夜に	自宅で	私が	風が家に吹き付ける音を一人でさびしく聞いている
	夜に	一人で帰宅したアパートの部屋で	作者が	古いアパートが秋風に揺れるのをさびしく感じている
B 秋風に漂うバラの香 筑波山	日曜日に	茨城県フラワーパークで	私が	バラ祭りを見て散歩している
	秋晴れの昼間に	筑波山の上で	作者が	風が運んできたバラの香りを楽しんでいる
E 秋風やさびしくなくなよ 今だけは	秋風が強い夜に	路上で	私が	家に向かって歩いている
	夕暮れ時に	周囲に誰もいない駐車場で	作者が	夕日を背にしてたたずんでいる
F 秋の風しみる間もなく 冬が来る	秋の夕暮れ	帰り道で	私が	空気の冷たさと秋の短さを感じている
	秋の夕暮れに	帰り道の大学の道路で	作者が	風の寒さを感じている

G 秋風や 庭に真白な花ひとつ	秋	家の庭で	母が	コスモスをさみしそうに眺めている
	少し風の強い 秋の朝	通勤・通学の途中で	急いでいる人 たちが	ふと足を止めて花が揺れている情景 に見入っている
H 秋風とボールの狭間 走る声	ソフトボール大 会で	大学の広場で	学生たちが	ソフトボールを声をかけ合ってやって いる
	秋の夕暮れ	野原で	子どもたちが	秋風の寒さに負けじと元気に遊んで いる
	秋晴れの昼間 に	グラウンドか野原で	少年か青年が	スポーツに明け暮れている
I 秋風裡 一心濡らす妻の留守	日暮れ時	家のベランダで	男が	亡くなった妻を思っている
	秋風が吹く夜	部屋の中で	一人である夫 が	妻の留守をさびしく思い独り言をもら している

(表1) からわかることは、自分を主体としている句は創作者と読み手との間でのずれが生じにくく、他人を主体とする句は、主語(句の主体となっている人物)について解釈のずれが生じやすいということである。この現象はまさに俳諧での「自他」の問題であり、初学者には「自」の句をまずは創作させるという、俳句結社での入門期の指導の有効性を物語っている。

(表1) での読み手との見解のずれを直しつつ、「季語」のきまりなど俳句の知識を再確認して、推敲をさせたのが(表2)である。

(表2)

A 一人身の我が屋をゆらす 秋の風	時間をわかりやすくするために「一人寝」とした	一人寝の我が屋をゆらす秋の風
B 秋風に漂うバラの香 筑波山	筑波山麓にバラ園があることを強調したいと考えた	紫の山を見上げるバラの園
	秋風の要素を残しつつ、季またがりを解消しようとした	筑波嶺や秋バラの香を風運ぶ
C 花一輪音を奏でる 秋の風	季重なりを解消した	秋桜の一輪揺るるやカーラジオ
D 秋風に拍手喝采すすきの穂	風にさそわれすすきの穂がざわめく様子を細かく表現した	秋風に誘われ尾花手をならす
E 秋風やさびしくなくなよ今だけは	「さびしい」という感情語の露出を避けた	秋風の音を聞くのは我一人

F 秋の風しみる間もなく冬が来る	季またがりを解消するため、冬という語をなくした	秋の風しみる間もなくすぎてゆく
G 秋風や庭に真白な花ひとつ	季またがり、季重なりを解消した。花を見る主体を自分にした。うつむくというさびしさを表す語を選んだ。	秋風やうつむき姿の白一輪
H 秋風とボールの狭間走る声	ソフトボール大会の光景か子供たちの遊ぶ光景かわからなかったの。	学生のボールと声ぞ秋風へ
I 秋風裡一心濡らす妻の留守	過去形を現在のことにした。	秋風裡忘れてならぬことのあり

たとえばG・Hに注目すると、「自」によらなかったために生じた混乱に気づいたり、「他」の主体を明確にしないと読み手に表現が伝わらなかったということに気づいて修正していることがわかる。Eも「さびしい」という語を「我一人」という情景に変えることで、文学作品としての完成度を高めている。

以上のような推敲は、俳句の創作指導では常になされているものかもしれない。しかし、その推敲の観点を、「自他」の混乱を最小限にしていくことにおいた推敲が、創作活動において「わかりやすい句」に仕上げるための第一歩となることに意識を持たせることが重要なのである。

さらに、このような「情景」の「わかりやすさ」に注目させた俳句の推敲を創作活動に加えることは、俳句の創作活動にとどまらず、「主体的な学び」＝創作→「学習者の交流」＝情景の批評→「深い学び」＝根拠ある改作と、まさに現在求められているアクティブ・ラーニングの一つの学習活動と軌を一にしているとも言える⁽¹³⁾。

5. おわりに

今回は、俳句学習で学んだ伝統的な言語文化としての知識が創作活動にうまく接続していないという問題点をふまえて、創作活動において「わかりやすい」俳句を詠むには、ただ自由に創作活動をするのではなく、「自他」の意識を明確にする必要性があることを指摘した。

いかに自由を大切にする創作活動であっても、俳句の創作の場合は、あくまで定型詩を前提とし、くわえて「季語」「切れ字」といったルールを保持しつつ、自己の詠んだ情景を他人と共有できることを意識化させることが重要である。俳句の場合は、無目的に安易な「自由」を持ちこむことは、むしろ創作における「俳句らしさ」を阻害してしまう危険性すらある。わかりやすい俳句に仕立てるためには、「自他」を明確にするのみならず、「一物仕立て」の難しさを避けて「取り合わせ句」から指導するという方法もあわせて重視すべきである⁽¹⁴⁾。

注

- (1) 藤井国彦「『詩歌をつくる』ことの指導の活性化を」『月刊国語教育研究』275 1995.3 pp. 2-3
- (2) 石塚修「多様な『解釈』を楽しむ俳句の授業」『人文科教育研究』第23号 1996.8 pp.13-25
- (3) 石塚修「『伝統的な言語文化』を理解させるための季語指導に関する考察」『人文科教育研究』第38号 2011.8 pp.13-23. 石塚修「『切れ』からはじめる俳句の創作指導」『人文科教育研究』第40号 2013.8 pp.41-47
- (4) 石塚修「創作活動はほんとうに楽しめるのか」(日本国語教育学会『月刊国語教育研究』513 2015.1) p.2-3
- (5) 正岡子規「俳諧大要」1895.10-12『子規全集』第4巻 1975 講談社 p.350
- (6) 青木亮人「無季・自由律」(井上泰至編『俳句のルール』笠間書院 2017) pp.139
- (7) 藤井国彦「俳句の教材化に関する一提案」『月刊国語教育研究』1998.1 pp.4-9
- (8) 稲畑汀子編『ホトトギス俳句季題便覧』三省堂 1999
- (9) 足立悦男「創作指導の原理をさぐる—『俳句を作る』実践から—」『月刊国語教育研究』275 1995.3 pp.4-9
- (10) 佐藤和夫『海を越えた俳句』(1991丸善ライブラリー) など
- (11) 尾形ゆほか編『俳文学大辞典』(角川学芸出版 2008) p.770〈項目執筆・深沢了子〉
- (12) 4に同じ
- (13) 石塚修「句会」(井上泰至編『俳句のルール』笠間書院 2017 pp.74-86) 参照
- (14) 三浦和尚・夏井いつき編『俳句の授業ができる本』(三省堂 2011) p.12